

ご購入者各位

警察公論第75巻第10号付録「SA2021」

お詫びと訂正のお願い

刑事訴訟法No.28 について

本書の刑事訴訟法No.28 は誤解を招く不適切な問題でした。以下のとおり訂正し、深くお詫びいたします。大変お手数をおかけいたしますが、当該箇所を下記のとおり訂正してご使用いただきますよう、お願い申し上げます。

255 頁の枝文 4	
誤 (訂正前)	正 (訂正後)
4 逮捕した被疑者を取り調べたものの証拠不十分で釈放したが、その後、新たに有力な証拠を発見した場合で、逮捕状の有効期間内であれば、同一の逮捕状により逮捕することができる。	4 逮捕した被疑者を取り調べたものの証拠不十分で釈放したが、その後、新たに有力な証拠を発見した場合、同一の事実により逮捕することができる。

※ 訂正前の文章における、「逮捕状の有効期間内であれば、同一の逮捕状により逮捕することができる」の部分で、「同一の事実により逮捕することができる」に訂正いたしました。

行政法No.28 枝文 5 について

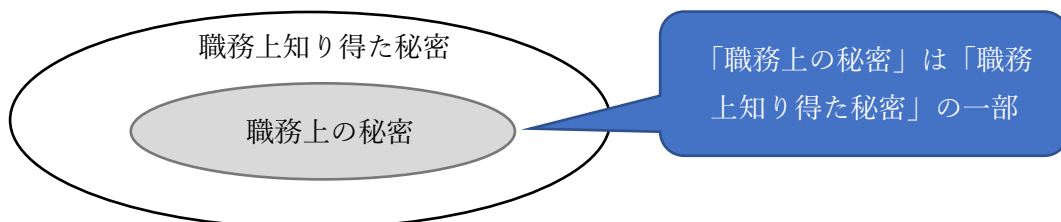
本書の行政法No.28 枝文 5 は問題文が適切ではありませんでした。以下のとおり訂正し、深くお詫びいたします。大変お手数をおかけいたしますが、当該箇所を下記のとおり訂正してご使用いただきますよう、お願い申し上げます。

103 頁の枝文 5	
誤 (訂正前)	正 (訂正後)
5 <u>職務上知り得た秘密</u> に属する事項について裁判の証人として証言する場合等は、任命権者の許可を受けなければならない。	5 職務上の秘密に属する事項について裁判の証人として証言する場合等は、任命権者の許可を受けなければならない。

※ 訂正前の文章における、「職務上知り得た秘密」(下線部)を、「職務上の秘密」に訂正

いたしました。なお、解説文に変更はございません。

念のため、地方公務員法 34 条 1 項の「職務上知り得た秘密」と同条 2 項の「職務上の秘密」の関係についてご説明いたします。



職務上の秘密が、自己の職務上の所管に関する秘密に限定されるのに対し、職務上知り得た秘密は、自己の職務上の所管に関する秘密のほか、担当外であっても、職務の執行上知ることができた秘密を含みます。

(例)

税務職員が税務調査で知った個人の財産状況……自己の職務上の所管に関する秘密
介護職員が訪問先で知ったその家庭の私的な事情……職務の執行上知ることができた秘密

そして、証人として証言する場合等に任命権者の許可が必要なのは、「職務上知り得た秘密」ではなく、「職務上の秘密」となります。なぜならば、「職務上知り得た秘密」というのは、行政権限の行使によって得た秘密ではなく、たまたま知った秘密ということですので、その公表について任命権者が責任をもって許可するかどうかを判断できるようなものではないからだと説明されています。

p171 の刑法の図表について

本書の p171 の「放火罪の類型」の図表に誤りがございました（赤線の部分）。以下のとおり訂正し、深くお詫びいたします。大変お手数をおかけいたしますが、当該箇所を下記のとおり訂正してご使用いただきますよう、お願い申し上げます。

【訂正前】

ビジュアルサポート		放火罪の類型					
罪名	客 体			行為	結 果	未 遂	予 備
現住建造物等放火罪 (108)	建造物等	現住	自己所有か他人所有かを問わない	放 火	目的物の焼損により直ちに既遂 (抽象的危険犯)	○ (112)	○ (113)
非現住建造物等放火罪 (109)		非現住	他人所有 (I)		目的物の焼損+公共の危険の発生 (具体的危険犯)	×	×
	自己所有 (II)						
建造物等以外放火罪 (110)	建造物等以外		他人所有 (I)				
			自己所有 (II)				

【訂正後】

ビジュアルサポート		放火罪の類型					
罪名	客 体			行為	結 果	未 遂	予 備
現住建造物等放火罪 (108)	建造物等	現住	自己所有か他人所有かを問わない	放 火	目的物の焼損により直ちに既遂 (抽象的危険犯)	○ (112)	○ (113)
非現住建造物等放火罪 (109)		非現住	他人所有 (I)		目的物の焼損+公共の危険の発生 (具体的危険犯)	×	×
	自己所有 (II)						
建造物等以外放火罪 (110)	建造物等以外		他人所有 (I)				
			自己所有 (II)				